

●香川県告示第180号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6においてその例によることとされる同法第252条の2第2項の規定により、西日本宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体の数の増加及び同協議会の規約の一部変更について次のとおり告示する。

平成21年3月31日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 西日本宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体の数の増加
西日本宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体に岡山市を加える。
- 2 西日本宝くじ事務協議会規約の一部変更

西日本宝くじ事務協議会規約の一部を変更する規約

西日本宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更する。

第3条中「福岡市及び広島市」を「福岡市、広島市及び岡山市」に改める。

第6条中「委員20人」を「委員21人」に改める。

第17条第2項中「福岡県及び広島県」を「福岡県、広島県及び岡山県」に改め、「広島市に」の下に「、岡山県にあつては岡山県知事及び岡山市長の協議により定めた割合をもつて岡山県及び岡山市に」を加える。

附 則

この規約は、平成21年4月1日から施行する。